

令和5年度 第2回 谷浜・桑取区地域協議会

次 第

日時：令和5年6月26日（月）午後6時30分～

会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

・「地域活性化の方向性」の実現に向けた体制について

4 その他

・次回地域協議会

令和5年 月 日（ ）午後6時30分～ 谷浜・桑取地区公民館

5 閉 会

「地域活性化の方向性」の実現に向けた体制について

【キャッチフレーズ】

谷浜・桑取区の自然が織りなす風光明媚な環境と地域が誇る歴史・伝統文化・行事をいかし、住民同士、楽しみながら安心して暮らせるまちを目指します。

【構成要素】

① 伝統行事、史跡、文化の継承

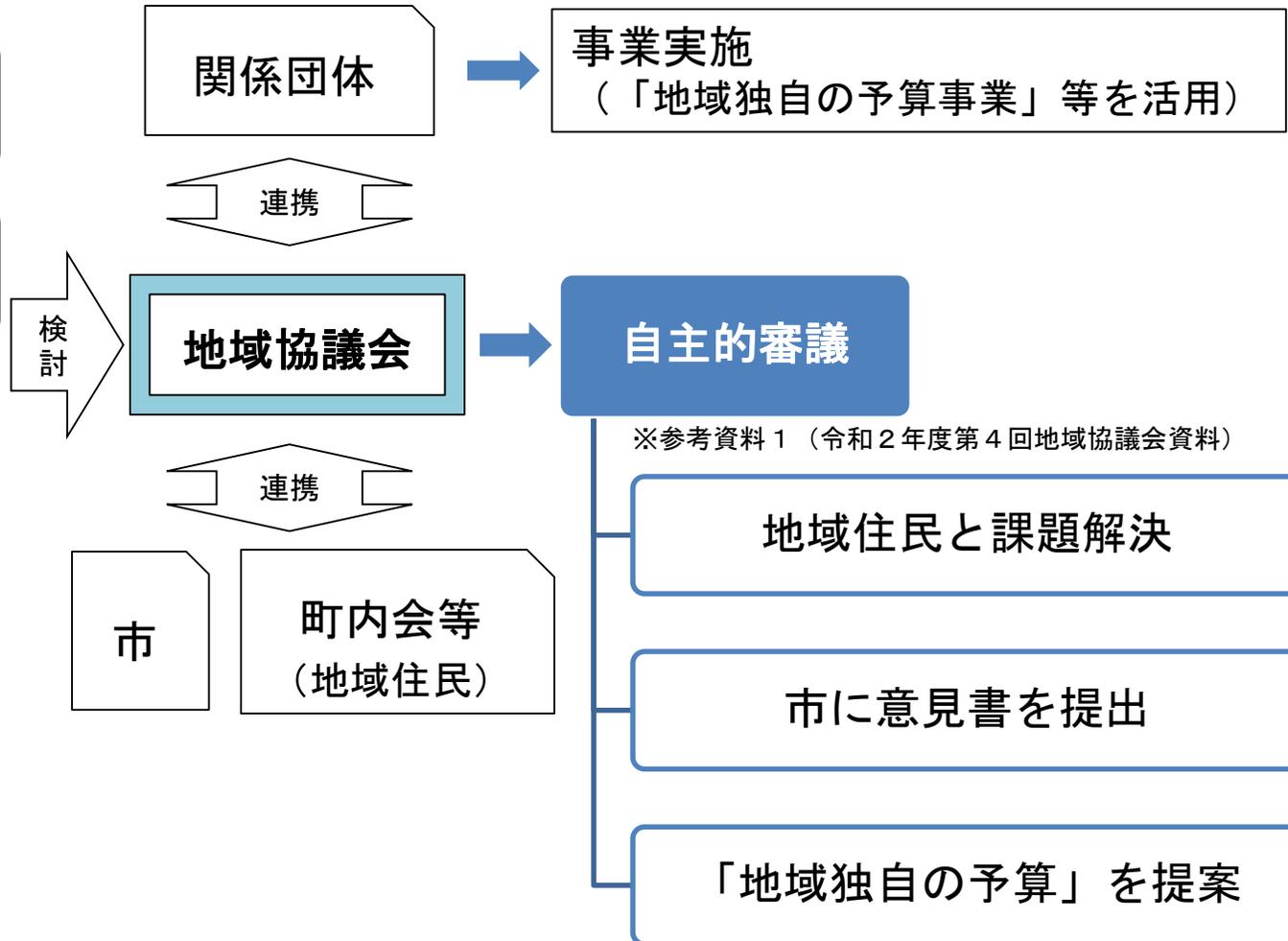
② 地域のつながりを深めるための活動の推進

③ 海、山、川の恵みの活用

④ 谷浜・桑取区すべてを楽しめる取組の推進

⑤ 来訪者を受け入れるための地域づくり

⑥ 地域の魅力の発信



※参考資料 1 (令和2年度第4回地域協議会資料)

※参考 上越市地域独自の予算事業
(地域協議会との関係)

「地域活性化の方向性」の実現に向けた体制について

〔事務局案〕

谷浜・桑取区地域協議会内に構成要素の性質ごとの部会を設置し、各部会において優先順位をつけながら検討・推進する。

【構成要素】

①伝統行事、史跡、文化の継承

②地域のつながりを深めるための活動の推進

③海、山、川の恵みの活用

④谷浜・桑取区すべてを楽しめる取組の推進

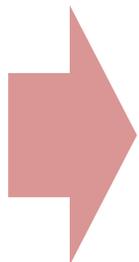
⑤来訪者を受け入れるための地域づくり

⑥地域の魅力の発信



「生活改善部会」（仮称）（〇人）

地域に暮らす住民の暮らしを豊かにし、安心して暮らせるまちを考える。



「魅力活用部会」（仮称）（〇人）

地域住民と来訪者が地域を楽しむ方法、地域の魅力の外部への発信方法を考える。

【部会のルール】

- ・各部会に部会長を置く。
- ・各部会における協議は、議事録を作成する。（費用弁償を支払う）
- ・各部会で協議した内容は全体会で共有する。
- ・事務局は北部まちづくりセンターが担う。

地域協議会に部会を設置した場合の運営方法例

〔方法 1 : 同じ日に部会・全体会を行う場合〕

※時間配分はイメージ

地域協議会

①全体会（5分）

- 会議成立要件確認
- 進行確認

②各部会（40分）

- 部会ごとの協議
- 報告に向けたまとめ

③全体会（45分）

- 各部会報告（5分）×2
- 質疑（10分）×2
- まとめ（10分）
- 事務連絡（5分）

〔方法 2 : 部会・全体会を別の日に行う場合〕

○月○日 地域協議会（部会）

- 部会ごとの協議
- 市関係課からの報告
- 地域団体・住民との意見交換

○月△日 地域協議会（部会）

- 部会ごとの協議
- 市関係課からの報告
- 地域団体・住民との意見交換

○月×日 地域協議会（全体会）

- 各部会報告
- 質疑
- まとめ

※検討するテーマごとに関係者・団体が異なる場合に有効です

構成要素ごとの検討 ①伝統行事、史跡、文化の継承

○小正月行事の開催

○城ヶ峰砦跡の整備

[令和5年度地域独自の予算事業活用]
城ヶ峰砦・長浜砦の景観保全事業

○桑取地域の里神楽の伝承

[令和5年度地域独自の予算事業活用]
里神楽伝承による地域の元気創造事業

○地域の歴史・文化への理解を深める

<メモ>

- サロン活動の継続
- 住民同士が交流する行事の実施
 - ・ 趣味活動（輪投げ、ゲートボール、グラウンドゴルフなど）での交流、意見交換の機会、各行事への参加など
- 地域の困りごとの解消
- 町内会行事の継続
 - ・ 単独町内会で難しい行事を複数町内会で連携して実施
- 同窓会組織への働きかけ
- 現在の活動を維持し、新しい取組に挑戦するための仕掛け
 - ・ 後継者の発掘と育成、組織（仕組み）づくり
 - ・ 地域に住み続ける

<メモ>

構成要素ごとの検討 ③海、山、川の恵みの活用

○自然を活用したイベントの開催、場所の整備

- ・ イベント : トライアスロン大会、スノーシュー体験、俳句コンテスト
- ・ 場所の整備 : サイクリングコース、キャンプ場、初心者向けスキーコース

○子どもたちの体験活動の継続

- ・ 鮭の野外学習（投網漁）、義の塩づくり体験、魚の森づくり活動

○特産品の開発、活用

- ・ 山菜、鮎の加工品、鮭の薫製、義の塩

<メモ>

- 加賀街道を散策するコースの推奨
 - ・鍋ヶ浦～吉浦～茶屋ヶ原～乳母嶽神社を散策するコースの推奨
- 御朱印巡りできる体制を整備
 - ・各神社で御朱印を作成
- たにはま公園内でのPR
 - ・地域のイベント案内、観光看板の設置
- たにはま公園から城ヶ峰砦跡への登山道の開放
- くわどり湯ったり村を利用するプランの企画・実施

<メモ>

- 四季折々の植物が楽しめる花壇整備
- 桑谷観光協会の設立
- 来訪者アンケートの実施
- 回遊性を生む道路の整備
 - ・中ノ俣へ抜ける道の整備
- 移住者、小中学生の留学生の受け入れ

<メモ>

構成要素ごとの検討 ⑥地域の情報発信

○SNSの活用

○たにはま・くわどりの里ガイドマップの活用

[令和5年度地域独自の予算事業活用]
谷浜・桑取区のガイドマップ作成事業

- ・海水浴場、久比岐自転車道、たにはま公園への来訪者への配布、サブマップの作成

○地域外に知られていない地域の宝の発信

- ・釣りの名所、カタクリ、蛍、紅葉、雪景色など四季折々の自然、朝日、夕日の景観、

阿比多神社（祭神が菅原道真公）などの寺社、歴史的史跡、各伝統行事

<メモ>

上越市地域独自の予算事業（地域協議会との関係）

（上越市地域独自の予算事業実施要綱（令和5年4月1日実施）） 抜粋

（地域独自の予算事業の提案）

第5条 団体等は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に提案することができる。

2 地域協議会は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該地域協議会を所管する総合事務所等に提案することができる。この場合において、地域協議会は、実施団体にはなれないことから、提案する事業を実施する団体及び総合事務所等と調整の上、提案するものとする。

3 提案者は、地域独自の予算事業を提案しようとするときは、事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に相談するものとする。

4 総合事務所等の長は、所管する地域自治区について、事業に関わる地域の団体と調整の上、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を立案することができる。

自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけではなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初で開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】

